

○国土交通省令第八十号

高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百八十五号）の施行に伴い、並びに高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）第二条第四項第一号及び第二号の規定に基づき、高速自動車国道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月十八日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 森山 裕

高速自動車国道法施行規則の一部を改正する省令

高速自動車国道法施行規則（昭和四十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十二条とし、第四条から第八条までを三条ずつ繰り下げ、第三条中「高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同条を第六条とし、第二条を第五条とし、第一条を第四条とし、同条の前に次の三条を加える。

（国土開発幹線自動車道建設会議の議を経る必要がない事項）

第一条 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号。以下「令」という。）第二条第四項第一号の国土交通省令で定める事項は、整備計画に車線の暫定的な整備に係る記載がある場合における当該記載の変更又は削除に係る事項とする。

第二条 令第二条第四項第二号の国土交通省令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

- 一 天災その他不可抗力による工期の延長
- 二 物価その他の経済事情の変動
- 三 新設又は改築する高速自動車国道の存する地域の地形又は地質の状況を踏まえた工法の変更
- 四 前条の変更又は削除

第三条 令第二条第四項第二号の国土交通省令で定める範囲内の増額は、国土交通大臣が、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴いて、増額の事由に応じて必要と認める範囲内の増額とする。

附 則

この省令は、高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百八十五号）の施行の日（平成二十七年十一月十八日）から施行する。